
第7期鹿追町総合計画（審議会・策定会議）

第2期鹿追町まち・ひと・しごと創生総合戦略（推進会議・町民会議）

鹿追町開町100年記念事業（審議会）

第1回合同会議

日 時：令和元年 7月17日(水) 13時30分～

場 所：鹿追町民ホール ホワイトホール

1、開 会

2、・鹿追町総合計画策定会議委員
・鹿追町まち・ひと・しごと創生町民会議委員 委嘱状交付

3、・鹿追町総合計画策定会議委員
・鹿追町まち・ひと・しごと創生町民会議委員 役員の互選

4、・鹿追町総合計画審議会委員
・鹿追町まち・ひと・しごと創生推進会議委員
・鹿追町開町100年記念事業審議会委員 委嘱状交付

5、挨拶 喜井 知己 町長

6、・鹿追町総合計画審議会委員
・鹿追町まち・ひと・しごと創生推進会議委員
・鹿追町開町100年記念事業審議会委員 役員の互選

7、説 明

- (1) 第7期鹿追町総合計画について
- (2) 第2期鹿追町まち・ひと・しごと創生総合戦略について
(H30年度地方創生推進交付金活用実績について)
- (3) 鹿追町開町100年記念事業について

8、諮 問

9、質問・意見

10、その他

11、閉 会

□説明資料

- 資料 1 鹿追町総合計画審議会委員等名簿 … p1
- 資料 2 第 7 期鹿追町総合計画策定方針 … p2
- 資料 3 第 7 期鹿追町総合計画等組織図 … p4
- 資料 4 第 2 期鹿追町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定方針 … p5
- 資料 5 鹿追町まち・ひと・しごと創生総合戦略交付金活用実績等について… p7
- 資料 6 総合計画・総合戦略 会議体等別スケジュール … p11
- 資料 7 鹿追町開町 100 年記念事業組織図 … p12
- 資料 8 鹿追町開町 100 年記念事業スケジュール … p13

□参考資料

- 資料 9 鹿追町総合計画審議会条例 … p14
- 資料 10 鹿追町総合計画審議会条例施行規則 … p15
- 資料 11 鹿追町総合計画策定委員会規定… p17
- 資料 12 鹿追町まち・ひと・しごと創生本部設置要綱 … p18
- 資料 13 鹿追町まち・ひと・しごと創生推進会議設置要綱 … p21
- 資料 14 鹿追町まち・ひと・しごと創生町民会議設置要綱 … p23
- 資料 15 総合計画と総合戦略の関連性 … p25
- 資料 16 鹿追町開町 100 年記念事業審議会設置要綱 … p26
- 資料 17 まち・ひと・しごと創生基本方針 2019（内閣府）… 冊子
- 資料 18 第 6 期鹿追町総合計画
（平成 27 年度 後期見直し版）… 冊子
- 資料 19 鹿追町人口ビジョン 2015… 冊子
- 資料 20 鹿追町まち・ひと・しごと創生総合戦略… 冊子

日本ジオパーク認定の町 鹿追町



とかち鹿追ジオパーク

会長： 副会長： (敬称略、順不同)

推進会議	審議会	氏名	選出区分	総合計画 (審議会) 15名以内	総合戦略 (推進会議) 21名以内	開町100年 (審議会) 15名以内
1	1	安部 克裕	前副町長	委員	委員	委員
2	2	木幡 浩喜	JA鹿追町代表理事組合長	委員	委員	委員
3	3	石田 秀俊	鹿追町商工会長	委員	委員	委員
4	4	白川 悦子	鹿追町社会福祉協議会長	委員	委員	委員
5	5	坂本 昌彦	鹿追町観光協会長	委員	委員	委員
6	6	馬場 貴明	一般公募	委員	委員	委員
7	7	木幡 裕人	一般公募	委員	委員	委員
8	8		(総務部会長)	委員	委員	委員
9	9		(総務部会長代理)	委員	委員	委員
10	10		(福祉部会長)	委員	委員	委員
11	11		(福祉部会長代理)	委員	委員	委員
12	12		(経済部会長)	委員	委員	委員
13	13		(経済部会長代理)	委員	委員	委員
14	14		(教育部会長)	委員	委員	委員
15	15		(教育部会長代理)	委員	委員	委員
16		臼井 あや子	鹿追町教育委員会教育長職務代理者	オブザーバー	委員	オブザーバー
17		菊池 輝夫	鹿追町農業委員会長	オブザーバー	委員	オブザーバー
18		仙石 聡	帯広信用金庫 鹿追支店長	オブザーバー	委員	オブザーバー
19		北畑 友紀	連合北海道 鹿追地区連合会長	オブザーバー	委員	オブザーバー
20		和田 範能	北海道新聞社帯広支社 営業部長	オブザーバー	委員	オブザーバー
21		丹羽 恭太	十勝毎日新聞社 新得支局長	オブザーバー	委員	オブザーバー
		鳥井 慎一	【オブザーバー】十勝総合振興局地域創生部長	オブザーバー	オブザーバー	オブザーバー

□総合計画策定会議、まち・ひと・しごと創生町民会議 (40名以内)

議長： 副議長：

部会長： 副部会長： 部会長： 副部会長：

総務部会	
1	高橋 征士 選挙管理委員会長
2	森住 松夫 防犯協会長
3	佐々木 和男 消防団長
4	井出 健一 うりまく道の駅会長
5	三反崎 里香 ひらめきプロジェクト実行委員会代表
6	林 正信 議会議員定数・報酬及びあり方等審議会
7	岡田 尚悟 無作為抽出選出
8	
9	
10	

福祉部会	
1	鈴木 隆 民生児童委員長
2	山本 進 しやくなげ荘施設長
3	石田 麻耶 子ども園父母の会長
4	鳩 彰子 ボランティア団体連絡協議会長
5	中川 まゆみ 居宅介護支援事業所管理者
6	松山 なつむ 訪問看護ステーション統括所長
7	高橋 里衣子 無作為抽出選出
8	下山 まどか 無作為抽出選出
9	
10	

部会長： 副部会長： 部会長： 副部会長：

経済部会	
1	櫻井 文彦 JA鹿追町常務理事
2	上嶋 隆夫 鹿追町商工会副会長
3	窪田 秀俊 花と芝生の町づくり推進協議会長
4	松本 宏樹 シオパーク推進協議会幹事長
5	清水 智久 農業委員会農地部会長
6	高野 恵 JA鹿追町女性部長
7	小野 豊 一般公募
8	清水 陽介 無作為抽出選出
9	
10	

教育部会	
1	小野 正一 鹿追小学校長
2	太田 広光 鹿追中学校PTA会長
3	俵谷 俊彦 鹿追高等学校長
4	大下 洋美 社会教育副委員長
5	神谷 秀敏 体育連盟理事長
6	中谷 桃恵 社会教育委員
7	金子 孝伸 一般公募
8	清水 真弓 無作為抽出選出
9	
10	

第 7 期鹿追町総合計画策定方針

1. 策定にあたって

総合計画は、鹿追町まちづくり基本条例に基づく、町の将来のあるべき姿を明らかにする中・長期的な目標を定めた最上位計画であります。

現在は、平成 23 年度を始期とする第 6 期総合計画を策定し、「生きて（経済の発展）生きる（福祉の増進）まちに」を将来像とし、今年で 9 年目を迎えました。

この間、経済状況低迷の長期化、気候変動等による災害の増加、さらには人口減少時代の到来、東京への一極集中等、日本の社会を取り巻く環境は激変しています。

また、「平成」という約 30 年間続いた時代が終わり、「令和」という新しい時代も始まりました。

鹿追町は令和 2 年に開町 100 年を迎えます。100 年を迎えるにあたり、広く町民の参加の下に、「次の 100 年」への飛躍に向けた、鹿追町が進むべき新たな将来像を明らかにするため、第 7 期鹿追町総合計画の策定に取り組めます。

2. 計画期間

令和 2 年度から令和 9 年度までの 8 ヶ年（中間見直し：4 年（令和 5 年））

3. 性 格

計画は、次の性格を有した計画とし、本町の進むべき方向を示す計画とします。

- ① まちづくり計画の最上位の計画です。
- ② 町民が参加して策定する計画です。
- ③ 鹿追町の独自性と主体性が強調される計画です。

4. 策定内容

（1）基本構想

基本構想は、本町のあるべき将来像及びそれを実現するために必要な施策の大綱などを明らかにするもので、鹿追町まちづくり基本条例第 31 条の規定に基づいて定めるものです。

（2）基本計画

基本計画は、基本構想に掲げる町の将来像、目標を実現・達成するための施策の方向を分野ごとに体系化したものです。

また、本総合計画より「重点プロジェクト」という項目を立て、中間見直しにあたる「4 年間」の間に実行する戦略的且つ実効性の高い事業を示します。

（3）実施計画

実施計画は、財政状況や行政評価を踏まえ、基本計画を具体的に実施するために策定します。

また、本総合計画より、特定の政策分野において策定される「個別計画」を実

施計画として位置づけます。

5. 策定体制

(1) 町民参加

① 総合計画審議会

審議会は、町長の諮問に応じ、鹿追町の総合計画に関する事項について審議し、意見を答申するものとします。審議会委員は、鹿追町総合計画審議会条例に基づき 15 名以内で町長が任命します。

② 策定会議

策定会議は、審議会の要請に応じ、鹿追町総合計画の調査及び研究立案に関する事項につき検討し、審議会へ報告するものとします。

また、策定会議には「総務部門・福祉部門・経済部門・教育部門」の専門部会を置きます。

策定会議委員委員は、鹿追町総合計画審議会条例施行規則に基づき、40 名以内で町長が委嘱します。

③ まちづくりワークショップ

まちづくりワークショップは、町民約 100 名程度で組織し、主に基本計画における主要施策について議論をします。実施回数は全 4 回とし、策定会議の専門部会と同様の分野（総務・福祉・経済・教育）に分かれて行います。

(2) 庁内体制

① 総合計画策定委員会

委員会は、課、室、局、支所並びに教育委員会及び農業委員会等の連絡及び調整を図り、鹿追町総合計画について調査及び研究立案をします。委員は、鹿追町総合計画策定委員会規程に基づき組織します。

② ワーキンググループ

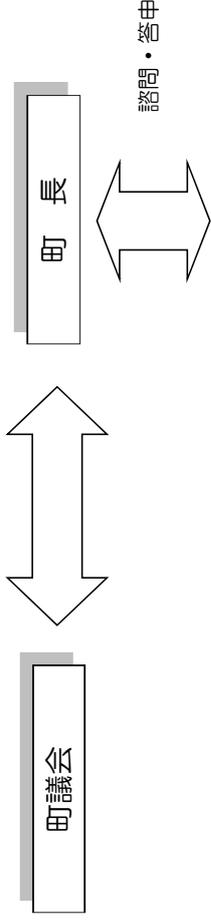
4つの分野ごとにワーキンググループを置き、当該分野に関連する課長等により構成され、策定会議と専門部会により検討された計画素案についての精査を行います。

(3) 議会

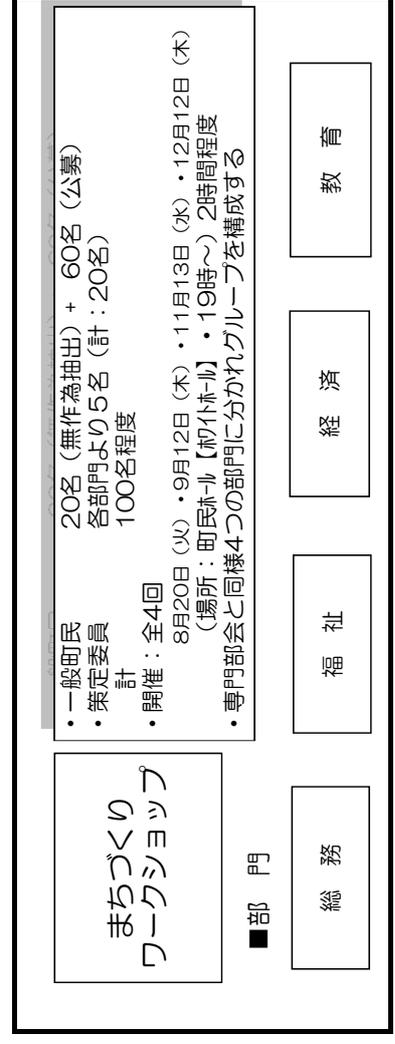
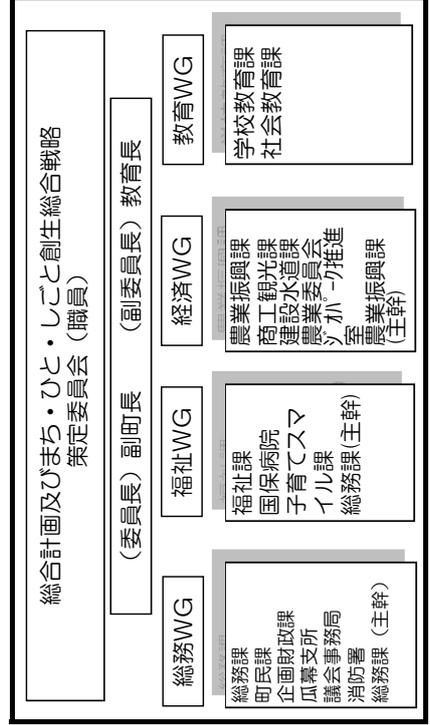
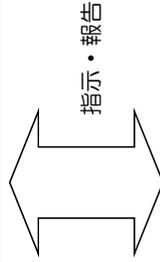
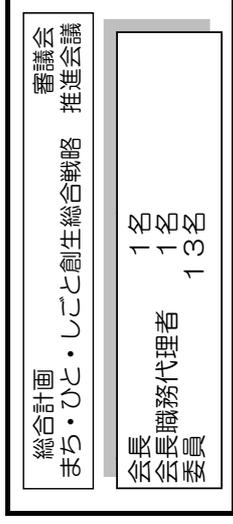
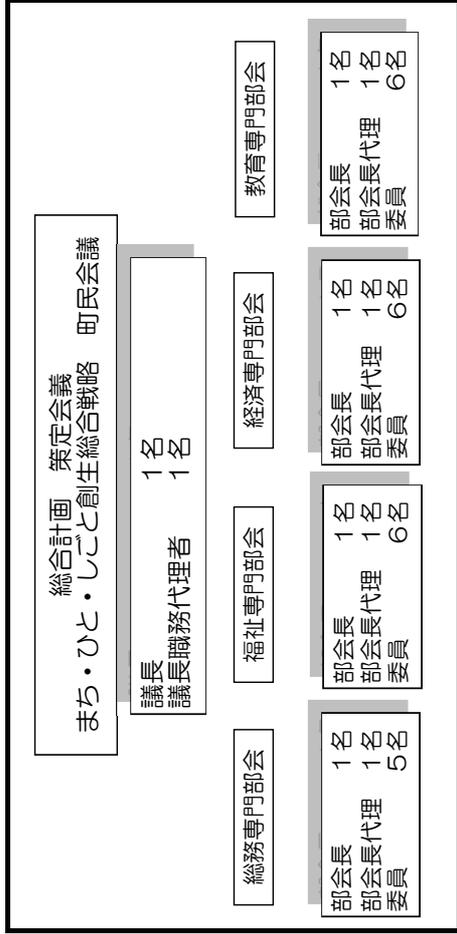
総合計画の実施にあたっては、議会と執行機関が車の両輪となって推進していくことが重要であることから、総合計画の策定や効果検証の段階ごとに、議会全員協議会等の場において十分な審議が行われるようにします。

・第7期鹿追町総合計画
・第2期鹿追町まち・ひと・しごと創生総合戦略
組織図

説明・提案・議決



諮問・答申



1. 策定にあたって

鹿追町の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、平成 27 年度に策定してから 5 年目を迎え、今年度で終了になります。この間、「バイオガスプラント余剰熱を活用したハウス野菜栽培事業」や「山村留学・英語教育推進による移住・定住促進事業」など、地方創生推進交付金を有効に活用し、戦略的に事業を進めて参りました。

現在、国では第 2 期に向けた基本方針を閣議決定し、第 1 期での地方創生について、「継続を力」にし、より一層の充実、強化を図るという方針を打ち出しました。

「関係人口」の創出・拡大の強化や、Society5.0（IoT やビッグデータ、AI 技術等を活用し、経済の発展及び社会的課題の解決を両立する社会）の実現、SDGs（持続可能な開発目標）を原動力とする地方創生など、新たな視点が追加されております。

鹿追町においても、社会的変化を見据えつつ、鹿追町ならではの特性を踏まえ、戦略的且つ重点的に第 2 期鹿追町まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下、総合戦略）の策定に取り組みます。

2. 計画期間

令和 2 年度から令和 5 年度までの 4 ヶ年とします。

3. 策定内容

（1）地方人口ビジョン

地方人口ビジョンについては協議事項としません。

見直しは、令和 2 年度に実施される国勢調査の結果を得て実施する予定です。

（2）総合戦略

まち・ひと・しごと創生法第 10 条の規定に基づき、国・北海道等の「総合戦略」、「鹿追町人口ビジョン 2015」を勘案し、鹿追町の実情に即した計画として策定します。

4. 策定に係る基本的な考え方

（1）「総合計画」との整合性を配慮

総合計画の一部を総合戦略と位置付け、総合計画と同時に策定し、計画相互の整合性を図ります。

また、KPI（重要業績評価指標）については、これまでの手法を踏襲します。

（2）町民との協働の推進

町民をはじめ、産業界・行政機関・教育機関・金融機関・労働団体・メディア（産官学労言）等で構成する鹿追町まち・ひと・しごと創生推進会議や町民

会議等により、広く関係者の意見を取り入れ、町民と行政の協働による総合戦略づくりを推進します。

5. 策定体制

(1) 町民参加

①鹿追町まち・ひと・しごと創生推進会議（総合計画_審議会）

「鹿追町まち・ひと・しごと創生推進会議」を設置し、広く町民の意見を反映させた計画づくりを行います。

②町民会議（総合計画_策定会議）

「第7期鹿追町総合計画」策定と関連が深いことから、「町民会議」を活用して有識者等の意見反映に努めます。

③まちづくりワークショップ（総合計画_まちづくりワークショップ）

まちづくりワークショップは、主に総合計画の基本計画における主要施策について議論を行う場ですが、総合戦略に資するテーマについても議論を想定していることから、本ワークショップの提案内容を活用します。

(2) 庁内体制

①鹿追町まち・ひと・しごと創生本部

町長を本部長に、副町長、教育長及び課長等で構成する「鹿追町まち・ひと・しごと創生本部」にて策定に取り組みます。

②幹事会（総合計画_策定委員会）

本部の部会として、副町長を幹事長、教育長を副幹事長とし、課長等で構成する「幹事会」にて策定に取り組みます。

(3) 議会

総合戦略の策定に当たっては、議会と執行機関が車の両輪となって推進していくことが重要であることから、総合戦略の策定や効果検証の段階ごとに、議会全員協議会等の場において十分な審議が行われるようにします。

6. 策定スケジュール

別紙による（総合計画と同様）

鹿追町まち・ひと・しごと創生総合戦略 交付金活用実績について

資料 5

※地方創生関係交付金：まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置づけられている、自治体の自主的・主体的な取組で、先導的なものを支援

交付金名	事業名	事業費等 単位：円	評価指標及び実績値		H30の事業内容	
			指標	指標値		単位
推進交付金	<p>■バイオガスプラント余剰熱を利用したハウス野菜栽培事業</p> <p>本町の畑作農業は、従業員等の雇用は増えたものの、冬から春にかけての農閑期の雇用機会は少なく、生計が安定せず、働く場を求め町外への人口流出が課題となっている。バイオガスプラント余剰熱を有効活用した農閑期のハウス野菜栽培プロジェクトを実施することで、新たな農産物の生産起点として、雇用機会の創出、労働人口の転出抑制につなげる。</p>	<p>総事業費 9,066,000 交付金 4,533,000</p>	<p>①新たな雇用の創出人数</p> <p>②農産品販売収入金額</p> <p>③新たな農産物の生産種目数</p>	<p>H28: 0人 H29: 16人 H30: 26人</p> <p>H28: 0円 H29: 10,000,000円 H30: 30,000,000円</p> <p>H28: 0品 H29: 5品 H30: 10品</p>	<p>0 1 1</p> <p>0 0 230,241</p> <p>0 3 12</p>	<ul style="list-style-type: none"> ハウス野菜栽培作業員の雇用 試作・実証経費(種子・苗等の購入、その他必要経費) 栽培品分析費(食品検査、野菜成分分析等) 栽培管理指導費
	<p>■山村留学・英語教育推進による移住・定住促進事業</p> <p>昭和63年から山村留学制度を開始以降、延べ500人の小中学生を受け入れ、成長過程の中で体験活動や地域の小中学生との交流活動を通じて、思いやり・自主性・協同性・忍耐力等の豊かな心を育てている。また、幼小中高一貫教育によりグローバル化社会に対応する力を身につけるための英語教育を推進している。こうした特色ある環境を更に充実・発展させ、若い世代(親子留学)の移住・定住を進め、地域の人口増加を目指す。</p>	<p>総事業費 1,200,000 交付金 600,000</p>	<p>①山村留学生・及び保護者等 移住・定住定住者数(延べ)</p> <p>②山村留學生人数</p> <p>③実用英語技能検定3級以上 合格者率(中学3年生)</p>	<p>H28: 100人 H29: 105人 H30: 110人</p> <p>H28: 15人 H29: 18人 H30: 22人</p> <p>H28: 51% H29: 52% H30: 53%</p>	<p>99 102 114</p> <p>8 16 16</p> <p>33 57 53</p>	<ul style="list-style-type: none"> 山村留学制度推進協議会活動補助事業 PR活動旅費(関東・関西) PR活動用チラシ印刷費
	<p>■十勝アウトドアDMO事業 (帯広市、鹿追町連携事業)</p> <p>十勝アウトドアブランドディング事業(地方創生加速化交付金事業)を発展させ、十勝の雄大な自然空間を最大限活用していくため、十勝特有のアウトドアに特化したDMOを確立するとともに、アウトドアによる特別な時間や新しいライフスタイルを提案し、十勝における新たな観光ブランドの創出を目指す。また、アウトドアに精通した人材の育成・確保を行っていく。</p>	<p>全体事業費 42,450,000 うち鹿追町分 1,000,000 交付金 500,000</p>	<p>①十勝の観光消費額</p> <p>②十勝のアウトドア観光消費額</p>	<p>H28: 4,163,540 H29: 1,973,080 H32: 12,055,860</p> <p>H28: 21,001千円 H29: 41,260千円 H32: 111,497千円</p>	<p>千円 千円 千円</p> <p>千円 千円 千円</p> <p>※1</p>	<p>アウトドアガイド人材育成事業補助事業</p> <p>アウトドアガイド育成のためのカリキュラムの実施・検討</p>

※1 事業最終年度に実績値を検証予定

瓜幕バイオガスプラント余剰熱利用野菜ハウス施設について

資料 5-1

特徴

1. 瓜幕バイオガスプラントの余剰熱を利用した野菜の水耕栽培施設
2. 有機肥料を使用し化学合成肥料や農薬を使わない有機水耕栽培
3. 通常の水耕栽培の肥料濃度の2割程度で栽培が可能である
4. 成分を分析したところ、三大栄養素（たんぱく質、炭水化物、脂質）の項目について、標準値より上回っている。

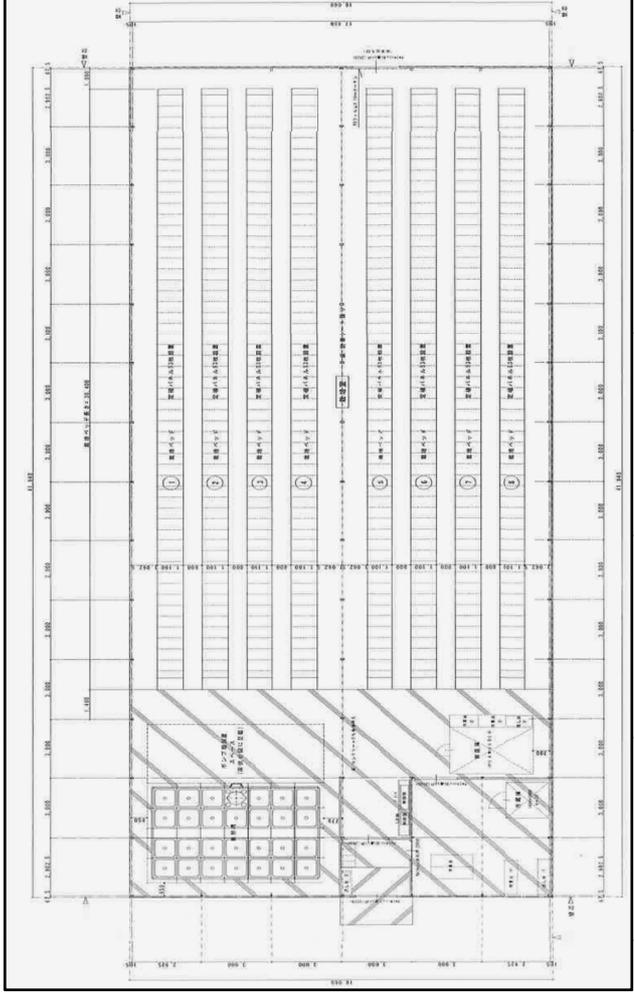
施設概要

所在地：鹿追町瓜幕西30線24番地43

構造：平屋鉄骨造（ビニールハウス）

規模：757㎡（18m×41.94m）

栽培ベット（1.1m×30.4m）8レーン



■ 鹿追町親子留学専用住宅 施設概要



1 目的

親子留学専用住宅を整備することで、山村留学希望者の安定的な受け入れを行い、若い世代の移住・定住を進め、地域の人口の増加を目指す。

2 工期

平成 29 年 9 月 21 日～平成 30 年 2 月 19 日(平成 29 年 9 月 19 日工事契約)

3 場所

鹿追町瓜幕東 2 丁目 24 番地 1 (瓜幕農業体験宿泊施設 3・4 号棟の北側)

4 概要

- ・親子留学専用住宅
- ・木造平屋 2LDK 1 棟 3 戸 延面積 192.17 m² (63.34 m²/1 戸)
- ・1 戸の入居者は 2～3 名を想定。
- ・平成 30 年度から利用開始。

5 家賃算定根拠

公営住宅家賃算定方法による

6 入居実績

H30 : 2 家庭 6 名

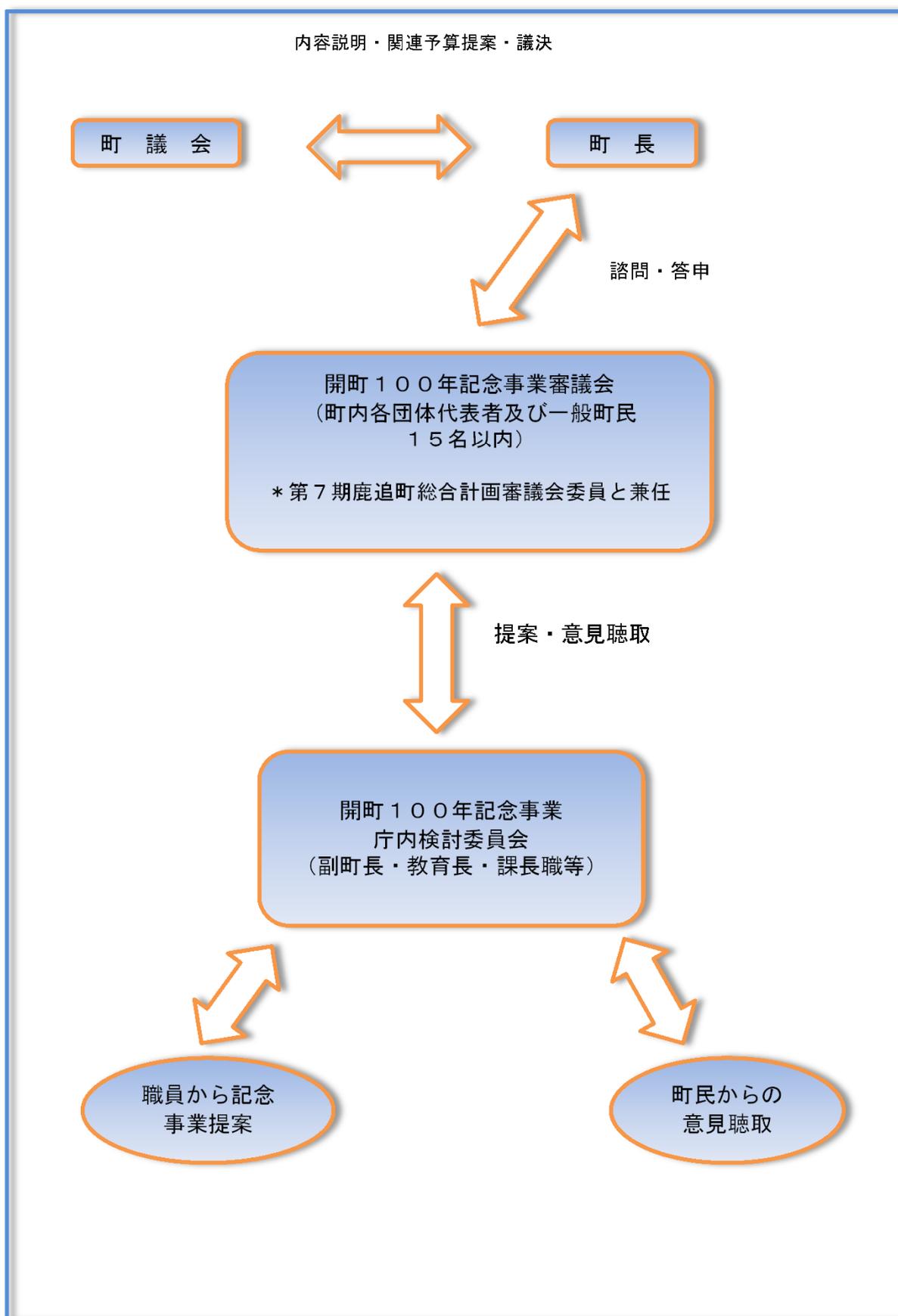
R1 : 3 家庭 8 名

●2018年度 講座 各講座と参加人数報告

資料 5-3

日程	テーマ/講義タイトル	講演者	主な項目	参加人数	会費
5月9日(水) 8時～17時	ガイド概論① 上級救命講習	鹿追消防署 森田 賢	心肺蘇生、AEDの使用法、窒息の手当、止血の方法、小児・乳児の心肺蘇生、傷病者管理、外傷の応急手当、搬送法などを学びます。	11	0
6月1日(金) 10時～15時半	インバウンド対策① ガイドウォーク 中国語でガイド	然別湖ネイチャーセンター 林 品嘉 谷澤 智樹	自然散策ガイドを台湾のお客様を想定して練習	0	0
6月4日(水) 10時～15時半	インバウンド対策② ガイドウォーク 英語でガイド	洞爺ガイドセンター 小川 裕司	自然散策ガイドを英語でご案内する練習をしてみましょう	5	20,000
9月8日(土) 10時～15時半	野外活動技術① カヌー技術 初心者編 ガイドのネタとコツ	然別湖ネイチャーセンター 谷澤 智樹	カヌーを使った自然散策ガイドについて考えます。午前中は通常のガイドツアーを体験し、午後は2人での操船を学びます	8	32,000
9月9日(日) 10時～15時半	野外活動技術② カヌー技術 初級編 カヌーを自在に操る	然別湖ネイチャーセンター 斉藤 慎吾	静水面における1人での操船技術を練習します。風のリスクなどについても学びます。	11	44,000
9月10日(月) 10時～15時半	インバウンド対策③ カヌー技術 中国語でカヌーガイド	然別湖ネイチャーセンター 林 品嘉 斉藤 慎吾	カヌーを使った自然散策ガイドを台湾からのお客様を想定して練習してみましょう	0	0
9月13日(木) 10時～15時半	野外活動技術③ シーカヤックを使って ガイド	然別湖ネイチャーセンター 斉藤 慎吾	シーカヤックの乗り方から、カヌーとの違いなども学び、実際にツアーに出てみましょう	4	16,000
11月5日(月) 9時～16時	野外活動技術④ ボルダリング について学ぼう	VOCK 長谷川 勘太郎	ボルダリングの基礎を学ぼう	7	28,000
11月7日(水) 9時～16時半	野外活動技術⑤ ボルダリング について学ぼう	VOCK 長谷川 勘太郎	ボルダリングの基礎を学ぼう	8	32,000
11月15日(木) 10時～15時半	北海道自然学 ジオツーリズムを学ぶ 地形でガイドするジオガイド	福山市立大学 澤田 結基	とちろ鹿追ジオパーク設立発起人の1人、澤田結基氏による鹿追の地形に秘められた魅力について学びます	5	20,000
3月1日(金) 10時～15時半	インバウンド対策④ 台湾の団体客受入から 実際のメニュー運営の流れ	然別湖ネイチャーセンター 林 品嘉 島田 知明	近年しかりべつ湖コタンに来る台湾からの団体客が急激に増えているため、中国語ガイドを育成する必要があります	3	0

■鹿追町開町100年記念事業計画策定組織図



■鹿追町開町100年記念事業計画策定スケジュール

	庁内検討	審議会	町議会	その他
元年5月				
元年6月	提案募集 事業検討		内容説明	
元年7月		諮問	随時内容説明	随時意見聴取
元年8月		随時開催		
元年9月				
元年10月		中間報告		
元年11月	当初予算案作成 追加事業検討			
元年12月		随時開催		
2年1月				
2年2月		答申	内容説明	
2年3月			当初予算案提案	
2年4月				
2年5月	補正予算案作成			
2年6月			補正予算案提案	

○鹿追町総合計画審議会条例

平成2年6月22日

条例第29号

(設置)

第1条 鹿追町の総合計画事業を推進し、その円滑な遂行を期するため、鹿追町総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、鹿追町の総合計画に関する事項について審議し、意見を答申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員15名以内をもつて組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから必要の都度、町長が任命する。

3 委員は、総合計画の立案、改正又は変更を要する問題につき町長の諮問に応じ、当該諮問に係る審議答申が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員が互選する。

3 会長は審議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。

○鹿追町総合計画審議会条例施行規則

平成 11 年 9 月 13 日

規則第 18 号

鹿追町総合計画審議会条例施行規則(平成 2 年規則第 13 号)の全部を改正する。

(目的)

第 1 条 この規則は、鹿追町総合計画審議会条例(平成 2 年条例第 29 号)第 6 条の規定に基づき、鹿追町総合計画審議会(以下「審議会」という。)に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(策定会議)

第 2 条 審議会に策定会議を置く。

2 策定会議は、審議会の要請に応じ、鹿追町総合計画の調査及び研究立案に関する事項につき検討し、審議会へ報告するものとする。

(組織)

第 3 条 策定会議は、委員 40 名以内をもつて組織する。

2 委員は、鹿追町の住民及びその他必要と認める者のうちから町長が委嘱する。

3 委員は、審議会における審議答申が終了したときに解任されるものとする。

(議長)

第 4 条 策定会議に議長を置く。

2 議長は委員のうちから互選する。

3 議長は策定会議を代表し、会務を総理する。

4 議長に事故あるときは、あらかじめ議長の指名する委員がその職務を代理する。

(専門部会)

第 5 条 策定会議に専門部会を置く。

(1) 総務部会

(2) 福祉部会

(3) 経済部会

(4) 教育部会

2 専門部会は、策定会議から付託された事項について、調査審議する。

3 専門部会は、策定会議の委員の中から町長が指名する者をもつて構成する。

(部会長)

第 6 条 専門部会に部会長を置き、当該専門部会に属する委員のうちから互選する。

2 部会長は専門部会を代表し、議事その他の事務を処理する。

3 部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名した者が、その職務に当たる。

4 専門部会は、部会長が招集する。

5 部会長は、自ら所属する部会以外の部会に出席し、意見を述べることができる。

6 部会長は、専門部会における調査検討が終了したときは、その結果を策定会議に報告しなければならない。

(事務局)

第 7 条 審議会及び策定会議並びに専門部会の庶務は、企画財政課において処理する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 16 年規則第 16 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 18 年規則第 6 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

○鹿追町総合計画策定委員会規程

平成 2 年 6 月 22 日

規程第 4 号

(設置)

第 1 条 鹿追町の総合計画の策定に関し、必要な事項を調査及び研究立案し、円滑な遂行を期するため鹿追町総合計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、課、室、局、支所並びに教育委員会及び農業委員会等の連絡及び調整を図り、鹿追町総合計画について調査及び研究立案をする。

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる者をもつて組織する。

- (1) 副町長、課長、保育センター長、事務長、支所長
- (2) 教育長、教育委員会課長
- (3) 議会事務局長、農業委員会事務局長、消防署長
- (4) その他町長が特に任命した者

(運営)

第 4 条 委員会の委員長は、副町長をもつてこれに当てる。

2 委員長は、委員会に関する事務を処理し、委員会を統括する。

3 副委員長は、収入役及び教育長が当たり、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(庶務)

第 5 条 委員会の庶務は、企画財政課において処理する。

(委任)

第 6 条 この規程に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、鹿追町総合計画審議会条例(平成 2 年条例第 29 号)の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際現に第 3 条に規定する職にある者は、この規程による委員に任命されたものとみなす。

附 則(平成 3 年規程第 5 号)

この規程は、平成 3 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年規程第 1 号)

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

鹿追町まち・ひと・しごと創生本部設置要綱

(設置目的)

第1条 人口減少、少子化・高齢化の進展等に課題に対応し、将来にわたって活力ある地域を維持するため、町民が潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保及び地域における魅力ある多様な就業機会の創出に向けて、必要な取組を検討し、これらを一体的に推進することを目的に、鹿追町まち・ひと・しごと創生本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 本部は、まち・ひと・しごと創生に関する次の事項について検討する。

- (1) 国等の地方創生に関する情報の収集及び共有に関すること。
- (2) 「地方人口ビジョン」及び「地方版総合戦略」の策定に関すること。
- (3) 各施策の推進に関すること。
- (4) その他地方創生に関すること。

(組 織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織し、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 本部長は、本部を総括する。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長が不在のときはその職務を代理する。
- 4 本部員は、「地方人口ビジョン」及び「地方版総合戦略」の策定と実行に向けて、関係部局との調整及び連携を行う。

(会 議)

第4条 本部の会議は、本部長が召集し、議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(幹 事 会)

第5条 本部の事務を補助するため、本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長、幹事をもって組織し、別表第2に掲げる職にある

者をもって充てる。

- 3 幹事会は、幹事長が招集し、議長となる。
- 4 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 5 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長不在のときはその職務を代理する。

(作業部会)

- 第6条 本部長は、第2条の所掌事項に関する具体的事項を協議し、調整するため、幹事を含む関係職員による作業部会を設置することができる。
- 2 作業部会の構成員は、別表第3のとおり本部長が指名する。

(庶務)

- 第7条 本部の庶務は、企画財政課において処理する。

(補則)

- 第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附則

この要綱は、平成27年 6月 5日から施行する。

別表第1（本 部）

本 部 長	町長
副 本 部 長	副町長、教育長
本 部 員	総務課長、総務課主幹、町民課長、瓜幕支所長、議会事務局長、福祉課長、子育てスマイル課長、国保病院事務長、農業振興課長、農業振興課主幹、商工観光課長、ジオパーク推進室長、建設水道課長、農業委員会事務局長、教育委員会学校教育課長、教育委員会社会教育課長、消防署長、
事 務 局 長	企画財政課長

別表第2（幹事会）

幹 事 長	副町長
副 幹 事 長	教育長
幹 事	総務課長、総務課主幹、町民課長、瓜幕支所長、議会事務局長、福祉課長、子育てスマイル課長、国保病院事務長、農業振興課長、農業振興課主幹、商工観光課長、ジオパーク推進室長、建設水道課長、農業委員会事務局長、教育委員会学校教育課長、教育委員会社会教育課長、消防署長、その他職員
事 務 局 長	企画財政課長

別表第3（作業部会）

総務作業部会	総務課長、総務課主幹、町民課長、企画財政課長、瓜幕支所長、議会事務局長、消防署長、
福祉作業部会	総務課主幹、福祉課長、子育てスマイル課長、国保病院事務長
経済作業部会	農業振興課長、農業振興課主幹、商工観光課長、ジオパーク推進室長、建設水道課長、農業委員会事務局長
教育作業部会	教育委員会学校教育課長、教育委員会社会教育課長

鹿追町まち・ひと・しごと創生推進会議設置要綱

(設置目的)

第1条 鹿追町におけるまち・ひと・しごと創生（まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号。以下「法」という。）第1条に規定するまち・ひと・しごと創生をいう。）に関し、法第10条に規定するまち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定及び推進にあたり、広く関係者の意見を反映させるため、鹿追町まち・ひと・しごと創生推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 総合戦略の策定に関する事項
- (2) 総合戦略の推進に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、総合戦略に関し必要な事項

(組 織)

第3条 推進会議は、委員21人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げるもののうちから、町長が委嘱する。

- (1) 住民で組織する団体の代表者
- (2) 産業関係の代表者
- (3) 教育関係の代表者
- (4) 金融機関の代表者
- (5) 労働団体の代表者
- (6) メディアの代表者
- (7) その他町長が必要と認める者

3 委員の任期は、4年とする。

4 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員の再任は、妨げないものとする。

(会長等)

第4条 推進会議に会長及び副会長をおく。

2 会長及び副会長は委員の互選により選出する。

- 3 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときはその職務を代理する。

(会 議)

第5条 推進会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は公開とする。
- 3 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(庶 務)

第6条 推進会議における庶務は、企画財政課において処理する。

(補 則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成27年 6月 5日から施行する。

この要綱は、令和 元年 6月 7日から施行する。

鹿追町まち・ひと・しごと創生町民会議設置要綱

(設置目的)

第1条 この要綱は、鹿追町まち・ひと・しごと創生推進会議設置要綱第7条の規定に基づき、鹿追町まち・ひと・しごと創生推進会議（以下「推進会議」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(町民会議)

第2条 推進会議に町民会議を設置する。

- 2 町民会議は、推進会議の要請に応じ、地方版総合戦略の調整や実施に関して必要な調査及び審議し、推進会議に報告するものとする。

(組 織)

第3条 町民会議は、委員40人以内をもって組織する。

- 2 委員は、町政について優れた識見を持つ鹿追町民及びその他必要と認める者のうちから、町長が委嘱する。
- 3 委員は、推進会議における審議答申が終了したときに解任されるものとする。ただし、第6条に規定する部会長及び副部会長はこの限りではない。

(議長等)

第4条 町民会議に議長及び副議長をおく。

- 2 議長及び副議長は委員の互選により選出する。
- 3 議長は、町民会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副議長は、議長を補佐し、議長不在のときはその職務を代理する。

(専門部会)

第5条 町民会議に専門部会をおく。

- (1) 総務専門部会
- (2) 福祉専門部会
- (3) 経済専門部会
- (4) 教育専門部会

- 2 専門部会は、町民会議から付託された事項について、調査審議する。
- 3 専門部会は、町民会議の委員の中から町長が指名する者をもって構成する。

(部会長等)

第6条 専門部会に部会長及び副部会長をおく。

- 2 部会長及び副部会長は委員の互選により選出する。
- 3 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長不在のときはその職務を代理する。
- 5 専門部会は、部会長が招集する。
- 6 部会長は、自ら所属する部会以外の部会に出席し、意見を述べることができる。
- 7 部会長は、専門部会における調査検討が終了したときは、その結果を町民会議に報告しなければならない。

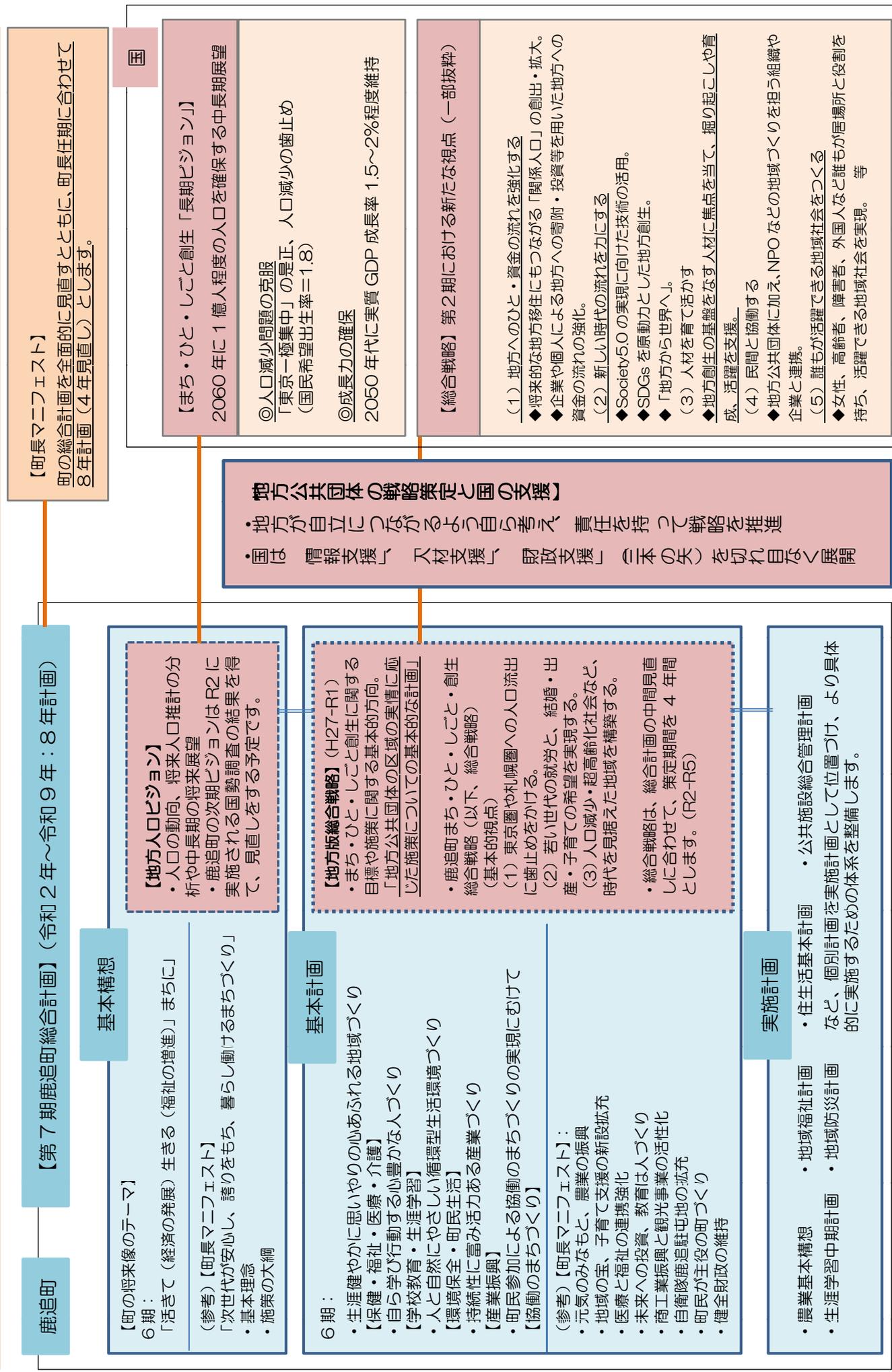
(庶務)

第7条 町民会議及び専門部会における庶務は、企画財政課において処理する。

附則

この要綱は、平成27年 6月 5日から施行する。

総合計画とまち・ひと・しごと創生総合戦略の関連性について



鹿追町開町100年記念事業審議会設置要綱

(設置)

第1条 鹿追町が実施する開町100年記念事業「以下「記念事業」という。」について、その計画策定において広く町民の意見を聴し、記念事業を円滑に推進するため、鹿追町開町100年記念事業審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の記念事業に関する事項の諮問に応じ、これを審議し、答申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員15名以内をもって組織する。

- 2 委員は、町民のうちかに町長が委嘱する。
- 3 委員は、答申を了したとき解任されるものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、予め会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は会長が招集する。

- 2 審議会は委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、交付の日から施行する。

